

令和●年度
居住サポート住宅改修事業

該当年度の様式をご使用ください。

交付申請 必須書類様式
改修工事【共同居住型以外】

＊記入および提出の注意事項

本様式は、【共同居住型以外】の補助金の申請を行う「交付申請」に必要な書類の様式を収めたものです。上掲の標題が当該事業用のものであることを確認してください。

別紙「記入例」の注記を参照し、書類を作成してください。

必ず事前審査(電子ファイルを交付事務局に送り内容を調整する)を済ませてから、このExcelとPDF化した様式を他の提出書類と共に、一括して電子メールで送付してください。

※様式のPDFは正式な提出時のみで結構です。

[書式の使い方について]

あらかじめ計算式が埋め込まれたセルがあります。

不用意な操作で計算式を壊したり、削除されたりしないようにしてください。

ただし、設定に不具合がある場合は、正しい内容で上書きしていただいて結構です。

※原則として 橙色に着色したセル に記入していただきます。

白色のセル

は、自動的に記入されるセルです。

提出後に交付事務局が使用しますので計算式
を壊さないようにご注意ください。

・Excel形式でファイルを提出される際には、保存する電子ファイルの保存形式をMicrosoft社のExcel2007以降のバージョン形式としてください。

[記載上の注意]

- ・用紙の大きさは、日本工業規格で定めるA4とし、縦位置を基本としてください。
- ・PDF化したとき文字が切れないように、最後にご確認ください。
- ・「住宅の名称」は居住安定援助計画に記載する住宅の名称と一致させてください。
- ・「提出リスト」シートB2セルに申請者名（法人名または個人名）を記入してください。
- ・居住サポート住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業費補助金）における共同事業実施規約は、共同事業者がいらっしゃる方のみご提出いただきます。

(申請者名)

株式会社 KS住宅

法人名または個人の場合は氏名をご記入ください。こちらに記入すると、以下の用紙には自動で入力されます。

記入例

【居住サポート住宅改修事業】交付申請提出書類リスト
改修工事【共同居住型以外】

居住サポート住宅の認定計画	複数住棟	☒	複数住棟を同時に申請する	☐
---------------	------	-------------------------------------	--------------	--------------------------

提出書類	書式名称	留意事項	申請者 確認欄
本書類	◎ 提出書類リスト		☒
申請書類	◎ 確中誓	◎ 確認書・申告書・誓約書（申請者）	同時申請時省略可能
	◎ 確中	◎ 要件適合確認書（申請者）	☒
	◎ 確建	◎ 工事等に係る適合確認書（建築士）	☒
	◎ 様式1交	◎ 交付申請書	☒
	◎ 様式2交	◎ 補助金交付申請額・国庫補助金受入調書	同時申請時省略可能
	◎ 様式3交	◎ 事業の概要及び補助要望額	☒
	◎ 様式4交	◎ 事業費総括表	☒
	◎ 様式5交	◎ 振込口座登録票	☒
	◎ 様式6交住戸	◎ 対象住戸工事内容説明書【共同居住型以外（一般型）】	☒
	◎ 様式6交共用	◎ 共用部工事内容説明書【共同居住型以外】	☒
	◎ 様式6交子育て	◎ 子育て支援施設工事内容説明書【共同居住型以外】	☒
	◎ 別紙1	◎ 改修工事前の写真（外観・内観）	☒
	◎ 委任状	◎ 委任状	同時申請時省略可能（事務担当者が同一）
	◎ 面積按分参考	◎ 面積按分表	☒

必要な書類が揃っていることを確認し、
チェックを入れてください。

添付1	◎ 申請者が個人を確認する資料（運転免許証明書・健康保険証の写し等）	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの	☒
添付2	◎ 申請者の法人を確認する資料（商業登記事項証明書の写し等）	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの 同時申請時省略可能	☐
添付3	◎ 居住サポート住宅の認定申請書（写）及び認定通知（写）	同時申請時省略可能性有	☒
添付4	○ 額の確定通知書の写し ・既に本補助事業を活用した場合：交付事務局からの額の確定通知書の写し ・既に地方公共団体を通じた補助事業を活用した場合：地方公共団体からの額の確定通知書の写し	居住サポート住宅として認定を受けているもののうち「省エネ改修工事」を実施する場合、または、既にセーフティネット住宅として供給されているもののうち、「バリアフリー改修工事」「交流スペースを設置する工事」「省エネ改修工事」「安全確認のための改修工事」及び「防音・遮音工事」を実施する場合。	☐
添付5	○ 発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等したことがわかる資料 ・本補助事業を活用した居住サポート住宅として登録したことを地方公共団体に情報共有した書類・メールの写し等	「居住のために最低限必要な改修工事」を実施する場合のみ	☒
添付6	○ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート認定住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用の支払いを証明する資料（写） ・金融機関等の第三者により公的に支払済みであることが証明できる書類 ・交付申請時に提出が出来ない場合は、完了実績報告時に提出してください。	交付申請時に提出が出来ない場合は完了実績報告時に提出	☒
添付7	○ 住宅等の耐震性を確保する見込みについて（登録先に提出した書類の写し等）		☐
添付8	◎ 対象建築物の権利関係を示す資料（登記全部事項証明書・賃貸借契約書の写し等）	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの	☒
添付9	○ 居住サポート住宅改修事業に係る所有者・転貸人確認書	賃貸人と所有者等が異なる（サブリース）場合に提出	☒
添付10	◎ 建築士の免許証の写し及び建築士事務所登録証明書等の写し		☒
添付11	○ 融資の内諾を証する書面の写し（住宅金融支援機構の場合は、融資予約通知書）		☐
添付12	◎ 工事費内訳書（一式表示は行わず具体的な工事内容が判断できるように記載）		☒
添付13	○ 交付申請する工事に関する建築確認済証の写し	確認申請が必要な改修工事の場合	☒
添付14	◎ 既存建物の付近見取り図（案内図）		☒
添付15	◎ 既存建物の配置図・平面図		☒
添付16	◎ 改修後建物の配置図・平面図		☒
添付17	◎ 改修後建物の求積図、面積表（按分面積がわかるもの）		☒
添付18	○ 改修後建物の住戸タイプごと及び共用部分の平面詳細図		☒
添付19	○ インспекション調査結果報告書等	調査設計計画（インспекションを含む）を補助対象として完了実績報告を提出していない場合は必要	☐
添付20	○ その他、交付事務局が求める書類		☐

提出する書類全てにチェックを入れてください。

◎：必須資料、○：事業内容により必要

居住サポート住宅改修事業

1. 確認書

- 本事業実施にあたっては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局（以下、交付事務局）が配布する交付申請要領を遵守すること。また、交付事務局から、円滑な事業実施のために必要な協議・資料提出等について指示を受けた場合には誠実に対応すること。

○ 本事業において補助対象とする費用について、本事業補助以外の国費を含む補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第一号に掲げる給付金及び同項第二号に掲げる資金を含む。）を含むものでないこと。

○ 次の場合には補助金が交付されないこと。

 - ・ 補助金の交付に際して必要な手続きを行わない場合
 - ・ 著しい書類の不備等により交付申請の内容や完了実績報告の内容が確認できない場合
 - ・ 実施された事業の内容が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件を満たしていない場合（事業の内容を変更することについて、交付事務局の承認又は確認を得ている場合を除く。）

○ 本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用をおこなうこと。

○ 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく交付事務局の処分に違反したことにより、交付事務局から補助金の返還を求められた場合には、補助金の返還を行うこと。

○ 平面計画の変更等や工事日程の変更等による出来高の増減などにより、補助事業に要する事業内容が変更する場合は、交付事務局まで迅速に連絡をし、交付変更承認の申請を行うこと。

○ 交付事務局が行う資料請求及び現場検査に協力すること。

○ 補助事業の実施結果の報告を行うとともに、結果の公表に対応すること。

○ 国土交通省又は交付事務局等が行う、利用状況・管理状況等についての定期的な調査、事業実施後のフォローアップに関する調査、アンケートやヒアリング、本推進事業の普及啓発のためのシンポジウム・パンフレット等への事業内容やその成果の掲載等に協力すること。

○ 補助を受け改修した住戸については、住宅確保要配慮者の入居を優先すること。

2. 申告書

本補助金の交付申請にあたり申請の制限に係る事案の有無等について、過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことが無いことを申告いたします。

- ※ 本補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金を返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）します。
- （参考）
令和7年度 交付規程第14 交付決定の取り消し
1. 次の各号のいずれかに該当するときは、交付事務局は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 一、事業主体が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合
- 二、事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三、交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四、前三号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通大臣ないし交付事務局の処分に違反した場合

3. 暴力団排除に関する誓約書

本補助金の交付申請にあたり、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立ていたしません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同 法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

法人の場合は代表者役職・代表者氏名
個人の場合は氏名のみ記入してください。

上記1～3について確認、申告、誓約致します。

令和 年 10 月 1 日

事前審査提出日ではありません。
正式に交付申請書を提出する日付を記入します。事前審査中は、空欄としてください。

申請者

法人名	株式会社 KS住宅
氏名（代表者名）	代表取締役 住宅 太郎

居住サポート住宅改修事業
交付申請要件適合確認書（申請者）

要件の確認 1～6		申請者 確認欄
認定	1 居住サポート住宅として地方公共団体から認定されるものであること	☒
	2 当事業による補助を受けた居住サポート住宅として10年以上管理するものであること	☒
家賃	3 入居者の家賃の上限額が家賃算定基礎額（収入分位が40%を超え50%以下の場合を想定）に規模係数及び市町村立地係数を乗じて得た額（住戸床面積75㎡以上の一戸建て・長屋建てについては、家賃上限額を従前の1.5倍）以下である	☒
入居者 ※	4 入居者（世帯）が次の①～⑯のいずれかに該当する者（世帯）であること	
	①高齢者	☒
	②障害者	☒
	③子どもを養育している者	☒
	④被災者	☐
	⑤低額所得者	☐
	⑥外国人	☐
	⑦中国残留邦人	☐
	⑧児童虐待を受けた者	☐
	⑨ハンセン病療養所入所者等	☐
	⑩DV被害者	☐
	⑪拉致被害者	☐
	⑫犯罪被害者等	☐
	⑬更生施設退所者等	☐
	⑭困難な問題を抱える女性	☐
	⑮生活困窮者	☐
	⑯被災者（準する区域として国土交通大臣が定めるもの）	☒
その他	⑰ 賃貸住宅供給促進計画に定める住宅確保要配慮者 (要配慮者：LGBTをはじめとする性的マイノリティ)	☒
	5 地方公共団体の空家等対策計画等（供給促進計画、地域住宅計画等）において、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住サポート住宅への有効活用等の推進が位置づけられていること (計画名： ○○県賃貸住宅供給促進計画)	☒
	6 居住支援協議会等が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住サポート住宅への情報提供・あっせんを行う等、地方公共団体が居住支援協議会等と連携に係る取組を行っていること	☒
	7 賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第5条第1項に規定する都道府県賃貸住宅供給計画及び同法第6条第1項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画を指す）を策定している地方公共団体の管内の居住サポート住宅であること (地方公共団体名： ●●県●●市) (●●県●●市まで)	☒

※ 補助対象となる入居者は、居住サポート住宅の事業要件を確認した上で、地方公共団体の空家等対策計画、地域住宅計画、供給促進計画等に、空家の有効活用等の推進の位置づけがあることを確認し、計画名を記入ください。

上記の事業要件を確認しました。
上記事業要件に合致しておりますので、補助金を返還します。

位置付けが記載されている計画名称を記入してください。

※確認の仕方としては、地方公共団体の空家等対策計画、地域住宅計画、供給促進計画等に、空家の有効活用等の推進の位置づけがあることを確認し、計画名を記入ください。

記名の上、確認書を提出します。尚、上記事業要件に万が一違反した場合、補助金を返還します。

令和 ●● 年 10 月 1 日	申請者 株式会社 KS住宅
法人名	
氏名 (代表者名)	代表取締役 住宅太郎

(申請者名)
株式会社 KS住宅

建築士の
記載書類です。

居住サポート住宅改修事業
工事に係る要件適合確認書【確認申請なし】（建築士）

適合確認項目		建築士 確認欄
工事等の計画が建築基準関係規定に適合するものであること		☒
補助 対象 改修 工事 の 要 件	バリアフリー改修工事	☒
	耐震改修工事	☐
	共同居住用住居に用途変更するための改修工事	☒
	間取り変更工事（変更後の間取について、法令に適合している事）	☐
	子育て世帯対応改修工事（子育て支援施設の併設に係る工事を含む）	☒
	防火・消火対策工事	☐
	交流スペースを設置する工事	☐
	省エネ改修工事	☐
	安否確認のための設備の改修工事	☐
	防音・遮音工事	☐
	居住のために最低限必要な改修工事（発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に 事前登録等されたものに限る）	☐
	調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐
	居住支援協議会等が必要と認める改修工事	☒
	居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修 工事	☐
	インスペクション（調査・検査）の報告書に基づいた改修工事（インスペクションを実施した 場合）	☐

本適合確認書の作成者は改修工事を実施する建物について、当該建物を新築する場合の設計・工事監理ができる建築士資格を有する建築士であり、かつ都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。

令和 〇 年 10 月 1 日

<建築士>

(一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 〇〇〇〇〇〇 号

建 築 士 名 資格 有太

建 築 士 事 務 所 名 ×××一級建築士事務所

登録番号 △△△ 知事登録 ◇◇◇◇ 号

事 務 所 所 在 地 東京都中央区日本橋〇ー〇ー〇

電 話 03-1234-56XX

上記の要件を確認した建築士について記入してください。

事前審査提出日ではありません。
正式に交付申請書を提出する日付を記入します。
事前審査中は、空欄としてください。

(申請者名)
株式会社 KS住宅

建築士の
記載書類です。

【KSJ】 確建

居住サポート住宅改修事業
工事に係る要件適合確認書【確認申請あり】（建築士）

適合確認項目		建築士確認欄
補助対象改修工事の要件	バリアフリー改修工事	☒
	耐震改修工事	☐
	共同居住用住居に用途変更するための改修工事	☒
	間取り変更工事（変更後の間取りについて、法令に適合している事）	☐
	子育て世帯対応改修工事（子育て支援施設の併設に係る工事を含む）	☒
	防火・消火対策工事	☐
	交流スペースを設置する工事	☐
	省エネ改修工事	☐
	安否確認のための設備の改修工事	☐
	防音・遮音工事	☐
	居住のために最低限必要な改修工事（発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る）	☐
	調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐
	居住支援協議会等が必要と認める改修工事	☒
	居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	☐
	インスペクション（調査・検査）の報告書に基づいた改修工事（インスペクションを実施した場合）	☐

木造の住宅等の構造性能確認書	建築士確認欄
令和7年4月1日施行後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅等	☒

※階数が2階以下、かつ床面積が300㎡以下の木造住宅等を改修し、確認申請にあたって壁量計算を実施する場合

確認してチェックを入れてください。

本適合確認書の作成者は改修工事を実施する建物について、当該工事の設計・工事監理ができる建築士資格を有する建築士であり、かつ都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。

上記の要件を確認した建築士について記入してください。

令和 年 10 月 1 日
＜建築士＞

事前審査提出日ではありません。
正式に交付申請書を提出する日付を記入します。
事前審査中は、空欄としてください。

（ 一級 ） 建築士（ 国土交通大臣 ） 登録 〇〇〇〇〇〇 号
建 築 士 名 資格 有太
建築士事務所名 ×××一級建築士事務所
登録番号 △△△ 知事登録 ◇◇◇◇ 号
事務所所在地 東京都中央区日本橋〇ー〇ー〇
電話 03-1234-56XX

(申請者名)
株式会社 KS住宅

【KSJ】様式1交

申請日 令和 〇 年 10 月 1 日

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局 殿

令和 〇 年度居住サポート住宅改修工事

交付申請書

【共同居住型以外】住宅への改修工事

事前審査提出日ではありません。
正式に交付申請書を提出する日付を記入します。
事前審査中は、空欄としてください。

令和 〇 年度スマートウェルネス住宅等推進事業に要する費用について、補助金の交付を受けるため、令和 〇 年度スマートウェルネス住宅等推進事業交付規程（居住サポート住宅改修事業）第6の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

対象住宅の正式名称をご記入ください。

住宅の名称	(フリガナ) スマートウェルネスハウス スマートウェルネスハウス
住宅の所在地 (地名地番)	東京都新宿区XX町一丁目〇〇番地〇

該当するチェックボックスを■にしてください。

1 交付申請者 該当するチェックボックスを■にしてください。	☐ 建物所有者 ☒ 賃貸人 該当する口をチェックしてください。			
	法人名	(フリガナ) カブシキカイシャケイエスジュウタク 株式会社 KS住宅		
	所属・役職	(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役		
	氏名	(フリガナ) ジュウタクトロウ 住宅太郎		
	住所	〒 111-0000 東京都千代田区XX町〇〇-〇		
個人 ☐ 身分証明証 法人 ☒ 商業登記現在事項 証明書写し	電話	03-6666-XXXX	e-mail	123@oo.jp
共同事業主・発注者の有無		☒ なし(単独事業) ☐ あり(共同事業)		

※個人の場合は本人確認ができる書類、法人の場合は法人の実在確認ができる書類を提出。
※ 法人の場合は法人名・代表者役職・代表者氏名、個人の場合は氏名のみを記入。
※下記2,3について、交付申請者と同じ場合は記入は不要です。

該当するチェックボックスを■にしてください。

2 住宅の所有者 個人 ☒ 法人 ☐	法人名			
	所属・役職			
	氏名	大家 配慮		
	住所	〒 123-0000	東京都新宿区下落合〇-〇-〇	
	電話	03-5555-XXXX		

交付申請者と異なる場合はご記入ください。

3 住宅の賃貸人 個人 ☐ 法人 ☐	法人名			
	所属・役職			
	氏名			
	住所	〒	(都道府県から記入)	
	電話			

交付申請者と異なる場合はご記入ください。
同一の場合は、未記入。

4 本交付申請に係る 事務担当者 該当するチェックボックスを■にしてください。 個人 ☐ 法人 ☒	法人名	(フリガナ) カブシキカイシャケイエスジュウタク 株式会社 KS住宅		
	所属・役職	(フリガナ) キカクブ ブチョウ 企画部 部長		
	氏名	(フリガナ) チンタイ ハナコ 賃貸花子		
	住所	〒 111-0000	東京都千代田区XX町〇〇-〇	
	電話	03-6666-XXXX		
	e-mail	〇△@XXX.ne.jp		
	緊急連絡先	090-1111-XXXX		

※事務担当者は交付決定通知書等の重要書類の送付先になります。平日の日中に連絡が可能で確実に書類が受け取れる連絡先を明記してください。

※交付申請者の委任により全ての事務を事務担当者に代行することは可能です。事務局から申請や工事について確認する場合がありますので、平日の日中に連絡を取れる方としてください。交付申請者に属さない方へ委任される場合は委任状を添付してください。

(申請者名)
株式会社 KS住宅

様式4交「事業総括表」を先に記入してください。

【KSJ】様式2交

様式4交「事業費総括表」を記入すると、白色セルに総事業費・補助対象外事業費・補助対象事業費が自動入力されます。ご確認ください。

補助金交付申請額

(単位：千円)

事業区分 居住サポート住宅 改修事業		総事業費 (a)	補助対象外 事業費 (b)	補助対象 事業費 (c) = (a) - (b)	補助率	補助要望額
住宅部分	居住サポート住宅 10 戸	10,350	1,004	9,346	1/3	3,115
住宅部分 対象費用 ヨ	借上住宅 0 戸	0	0	0		0
施設部分	子育て 支援施設 1 施設	2,495	217	2,278	1/3	759
合計	交付申請額合計	12,845	1,221	11,624		3,874
	(前回交付決定額)					
	(変更増減額)					

セルをクリックし、選択肢「1/3」または「戸当り上限額」または「施設当たり上限」より、該当する補助率を選択してください。

(b) のうち、他の補助金が含まれている場合は以下に記入のこと。

事業名：

所管

事業名：

所管

様式3交「専用住宅の補助要望額」「子育て支援施設の補助要望額」を記載すると白色セルに補助要望額が自動入力されます。ご確認ください。

<記載上の注意>

- 1) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段 () 書きで記載すること。
- 2) (c) には、他の補助金を含めることはできません。
- 3) 千円未満の端数については切り捨てること。

国庫補助金受入調書（調査設計計画（インスペクションを含む））

(単位：千円)

補助金交付決定通知		額の確定通知			摘要
年 月 日	金額	年 月 日	金額	累計	
令和●年5月30日	846	令和●年7月16日	846	846	調査設計計画

調査設計計画の交付申請の内容を記入してください。

調査設計計画の完了実績報告申請を提出し、額の確定済の場合は、その内容を記入してください。

国庫補助金受入調書（「省エネ改修工事」等を実施する場合のみ）

☒ 事業範囲に補助金の受領履歴あり	☐ なし			
事業範囲に補助金の受領履歴「あり」の場合のみ				
☐ 本事業（居住サポート住宅改修事業）				
☒ セーフティネット専用住宅改修事業				
☐ 本事業に類する前身事業（ストック活用型住宅セーフティネット整備事業、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業）				
☐ その他 補助事業名：				
補助金交付決定通知（単位：千円）	額の確定通知（単位：千円）	摘要		
年 月 日	年 月 日	金額	累計	
令和○年6月30日	令和○年8月16日	200	200	令和○年度事業

過年度に本事業で補助を受けたことがある場合に記入してください。

本事業（前身事業を含む）をはじめとする他の補助金を活用したうえで、交付申請した場合には39行目以下も記入すること

事業の概要及び補助要望額

該当すればチェックボックスを■にしてください。

1.認定概要																										
ポート住宅の内容	認定主体	東京都	月額上限家賃 64,900円以下 ☐ 75㎡以上の一戸建・長屋 従前家主 従前家主の1.5倍以下																							
	協議会名称	東京都居住支援協議会																								
	認定申請者	株式会社KS住宅 代表取締役 住宅太郎																								
	住宅の名称	スマートウェルネスハウス		居住サポート住宅の戸数 10戸																						
	所在地番 住所表示	東京都新宿区××町一丁目○番地○ 東京都新宿区××町〇ー〇ー〇		住宅管理法人名 担当者 株式会社 KS住宅 住宅太郎																						
2.住宅の概要			*申請する建物についてご記入ください。																							
事業全体	改修工事前		改修工事後	☐ 既存建物着工日 ☒ 既存建物竣工日 ⇒申請受理当日 令和 ×年 ×月 ×日 改修工事後の建築確認申請の有無 ☐ 要 ☒ 不要 改修工事後の概要を記入してください。																						
	戸総戸数	18戸	12戸																							
	補助対象住宅戸数		10戸																							
	階延べ面積	2階 364.00㎡	2階 364.00㎡																							
	構造用途（建築基準法）	木造 共同住宅	木造 共同住宅																							
申請する建物についての補助金等受領歴		☒ 有 ☐ 無		補助制度名	○○○区住宅リノベーション制度		受領履歴がある場合は関係書類添付																			
他の補助金申請		☐ 有 ☒ 無																								
3.補助対象費用																										
対象住戸概要	他の補助金の受領歴と申請を記入してください。 *補助対象となる工事にチェックを入れて下さい。 一住戸当たり（万円／戸）																									
	部屋番号	一住戸の床面積(㎡)	限度額200万戸数	限度額150万戸数	限度額115万戸数	限度額100万戸数	限度額50万戸数	200 115 100 50										設定家賃(円)								
								バリアフリー・便所・浴室	バリアフリー・EV設置	バリアフリー工事	耐震改修工事	用途変更工事	間取り変更に伴う工事	子育て世帯対応改修工事	防火対策工事	交流スペース設置工事	省エネ改修工事		安全確認のための設備の改修工事	防音・遮音工事	居住のために最低限必要な工事	調査において居住のために最低限必要な工事	居住支援協議会が認める工事	居住支援法が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要とするために必要	一住戸当りの200 150	
	101/201	26.00				2			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円	
	102/202	26.00				2			☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円
	103/203	26.00					2		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円
	104/204	26.00				2			☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円
	105	26.00				1			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円
	205	26.00				1			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	63,000	円
	共用部																									
合計戸数		10戸		8,500				戸当たりの上限額の合計 ①																		
改修に伴う準備費用		0戸		0		千円		居住支援法が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修に伴う準備費用（工事期間中の借上費用）3か月を上限とする ②																		
子育て支援施設の併設		1施設				千円		子育て支援の併設の有る場合（10,000千円/施設、加算する） ③																		
補助金交付上限の合計				8,500		千円		①+②+③																		
補助額	総事業費		補助対象外事業費			補助対象事業費			補助率		補助額															
	10,350千円		1,004千円			9,346千円			1/3		④ 3,115千円															
	調査設計の交付申請において受領した居住サポート住宅の補助額		705千円			⑤ 10戸			④+⑥		3,820千円															
	居住サポート住宅の補助要望額：①と④+⑥のいずれか小さい額から⑤を除いた額										3,115千円															
	2,495千円		217千円			2,278千円			1/3		⑥ 759千円															
	調査設計の交付申請において受領した子育て支援施設の補助額		141千円			⑦ 1施設			⑥+⑦		900千円															
	子育て支援施設の補助要望額：③と⑥+⑦のいずれか小さい額から⑦を除いた額										759千円															
	改修に伴う準備費用（借上費用）上限額：②										千円															
	予定する工事概要を記入してください。								千円 / 3		⑧ 0千円															
	準備費用要望額：②と⑧のいずれか小さい額																									
調査設計計画の完了実績報告書から補助額を転記してください。																										
交付申請要件P9の関係会社等で確認してください。																										
4.工事概要																										
工事予定内容	請負契約予定日	予定	令和 ●年 10月 10日																							
	改修工事 予定期間	着工	令和 ●年 10月 11日	竣工	令和 ●年 12月 25日																					
	工事発注 予定方式	☒ 請負施工 ☐ 申請者自ら（自社施工） ☐ 未定・その他（ ）																								
	発注予定工事施工者	カガメ建設株式会社			発注先との関係			☐ 関係会社等 ☒ 関係会社等ではない																		
	工事費支払方法	☒ 自己資金 ☐ 金融機関融資 （ ☐ 融資内証添付 ）																								

【事業費総括表】

(注) : 原則として橙色に着色したセルに記入してください。他のセルは自動的に記入されるセルです。
計算式を壊さないようご注意ください。

1. 対象住戸補助対象共用部工事費の算出(税別)

t2	補助対象住戸 面積按分比	0.8333
----	-----------------	--------

t2は面積按分表で算出した、住戸面積の合計に対する補助対象住戸面積の合計の比率です。

「面積按分参考」で算出する場合補助対象
住戸面積按分比(t2)を転記してください。
ただし、全住戸が補助対象である場合は1
を入力してください。

		(単位: 円)
イ	共用部工事費	750,000

イは見積書に記載された工事費のうち、共用部の工事費合計金額を記載してください。

見積内訳書の共用部分工事費を記入してく
ださい。

		(単位: 円)
□ イ×t2	補助対象 共用部工事費	624,975

見積内訳書より、住宅専用部分工事費を算
出して、記入してください。

見積内訳書より、住宅専用部分補助対象外
工事費を算出して、記入してください。

2. 補助対象工事費の算出(税別)

(単位: 円)

工事項目	工事費計	補助対象外工事費	補助対象工事費	備考
住宅部分改修工事費				
専用住宅部分工事費	8,789,712	799,901	7,989,811	
共用部分工事費	イを転記 750,000	125,025	□を転記 624,975	補助対象住戸 面積按分
補助対象外住宅等工事費	0	0		
直接工事費 計	9,539,712	924,926	8,614,786	
諸経費等共通費	810,288	78,562	731,726	直接工事費按分
合計 ……①	10,350,000	1,003,488	9,346,512	
施設部分改修工事費				
子育て支援専用部分工事費	2,300,000	200,000	2,100,000	
補助対象外施設等工事費	0	0		
直接工事費 計	2,300,000	200,000	2,100,000	
諸経費等共通費	195,000	16,957	178,043	直接工事費按分
合計 ……②	2,495,000	216,957	2,278,043	
総工事費 (①+②)	12,845,000	1,220,445	11,624,555	

注) 住宅と施設の諸経費等共通費率はそれぞれの直接工事費に対し同率としてください。

3. 千円に単位を改めた金額: 総額及び補助対象欄については切り捨て(補助対象外で合計値の整合性を調整)

(単位: 千円)

合計工事費(千円、税抜き)	総工事費計	補助対象外工事費	補助対象工事費	備考
住宅部分	10,350	1,004	9,346	
施設部分	2,495	217	2,278	

(申請者名)
株式会社 KS住宅

住宅の名称を記入してください。
他の様式に記入した名称と異ならないように注意してください。

【KSJ】様式5交

住 宅 の 名 称	スマートウェルネスハウス
-----------	--------------

振込口座登録票

銀行名	フリガナ ▲▲▲ギンコウ (銀行コード：××××) ▲▲▲銀行						
支店名	フリガナ トウキョウシテン (支店コード：×××) 東京支店						
預金種別 該当種別をチェック	☒ 普通	☐ 当座	誤りがないよう注意してください。				
口座番号	右詰めで記入		6	4	9	×	×
口座名義	フリガナ カブシキカイシャ ケイエスシュウタク 株式会社 KS住宅						

交付申請者名と一致した口座としてください。
法人の場合、代表者個人の口座は指定できません。

株式会社 KS住宅

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入（対象住戸部屋番号は全て記入）

住宅の名称	スマートウェルネスハウス					該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡ ☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合 ☐ 共用部分に、右記設備等を設置する ☐ 台所 ☐ 収納設備 ☐ 浴室 ☐ シャワー室 ☐ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用 (地域: 面積基準: ㎡)						
部屋番号	101・201			号室	住戸状況	☒ 空室 ☐ 既入居	
付帯設備	改修前	☒ 台所 ☒ 便所 ☐ 収納設備 ☐ 浴室 ☐ シャワー室	※既入居住戸		☐ 改修時まで退去		
	改修後	☒ 台所 ☒ 便所 ☒ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	(号室)		☐ 対象者が入居済み		
補助対象工事 (住戸)							
バリアフリー改修工事	改修前後の住戸内の設備をチェックしてください。						
	☐ 段差解消 ☐ 廊下幅等の拡張 ☐ 出入口の改良 ☐ 浴室の改良 ☐ 便所の改良 ☐ 階段の設置・改良 ☐ 転倒防止 ☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置						
耐震改修工事	☐ ※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと						
用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事 ☐ 消防法に関する工事 ☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事						
☒ 間取り変更工事	改修後の間取りについて 2住戸を1住戸にし、1Rから1LDKに間取り変更工事を行う。						
☒ 子育て世帯対応改修工事	10.火傷防止用力バー付き水栓、サセガード式水栓の設置 浴室の水栓を2ハンドル式より1ハンドルサーモスタット付レバー水栓カバ付きに変更 選択してください 選択してください						
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備 ☐ 警報設備 ☐ 避難設備						
☐ 交流スペースを設置する工事							
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修 ☐ 躯体 (外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)						

工事内容が同様の住戸番号を記入してください。また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎に「様式6交住戸」のシートを作成してください。

セルをクリックすると、選択肢が出てきます。対象となる工事にチェックを入れてください。

「選択してください」のセルをクリックすると、補助対象とする工事項目の選択肢が表示されます。該当工事項目を、選んで表示させてください。また、橙色の行に具体的な工事内容を記述してください。※工事項目が多い場合は、行を追加してください。

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事	
☐ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐ インспекション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他
☐ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	☐ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☐ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

＜同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入（対象住戸部屋番号は全て記入）＞

住宅の名称	スマートウエルネスハウス				該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡ ☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に相当する面積と同等以上の居住環境が確保される場合 ☐ 共用部分に、右記設備等を設置する ☐ 台所 ☐ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用(地域:)					
部屋番号	102・202		号室	住戸状況	☒ 空室 ☐ 既入居	
付帯設備	改修前	☒ 台所 ☒ 便所 ☐ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	※既入居住戸		☐ 改修時まで退去	
	改修後	☒ 台所 ☒ 便所 ☒ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	(号室)		☐ 対象者が入居済み	
補助対象工事(住戸)						
☒ バリアフリー改修工事 セルをクリックすると、選択肢が出てきます。対象となる工事にチェックを入れてください。	☐ 手摺の設置	玄関の段差を緩和(土間を10cmかさ上げ、居室内の段差を床かさ上げにより解消する。)				
	☒ 段差解消					
	☐ 廊下幅等の拡張					
	☐ 出入口の改良					
	☐ 浴室の改良					
	☐ 便所の改良					
	☐ 階段の設置・改良					
	☐ 転倒防止					
☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置						
☐ 耐震改修工事	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと					
☐ 用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事					
	☐ 消防法に関する工事					
	☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事					
☒ 間取り変更工事	改修後の間取りについて 2住戸を1住戸にし、1Rから1LDKに間取り変更工事を行う。					
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください					
	選択してください					
	選択してください					
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備					
	☐ 警報設備					
	☐ 避難設備					
☐ 交流スペースを設置する工事						
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修					
	☐ 躯体(外壁・屋根・天井または床に係る断熱改修)					

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事	
☐ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐ インспекション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他
☐ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	☐ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☐ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容

(申請者名)

【KSJ】様式6交住戸一般

株式会社 KS住宅

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

＜同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入（対象住戸部屋番号は全て記入）＞

住宅の名称	スマートウエルネスハウス					該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上		改修前: 13.00×2 ㎡		改修後: 26.00 ㎡		
	☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上		* 共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合				
	☐ 共用部分に、右記設備等を設置する		☐ 台所		☐ 収納設備 ☐ 浴室 ☐ シャワー室		
	☐ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用 (地域:)		面積基準: ㎡)				
部屋番号	103・203				号室	住戸状況 ☒ 空室 ☐ 既入居	
付帯設備	改修前	☒ 台所	☒ 便所	☐ 収納設備	☒ 浴室	☐ シャワー室	
	改修後	☒ 台所	☒ 便所	☒ 収納設備	☒ 浴室	☐ シャワー室	
補助対象工事 (住戸)							
☐ バリアフリー改修工事	☐ 段差解消						
	☐ 廊下幅等の拡張						
	☐ 出入口の改良						
	☐ 浴室の改良						
	☐ 便所の改良						
	☐ 階段の設置・改良						
	☐ 転倒防止						
	☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置						
☐ 耐震改修工事	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと						
☐ 用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事						
	☐ 消防法に関する工事						
	☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事						
☐ 間取り変更工事	改修後の間取りについて						
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください						
	選択してください						
	選択してください						
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備						
	☐ 警報設備						
	☐ 避難設備						
☐ 交流スペースを設置する工事							
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修						
	☐ 躯体 (外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)						

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 居住のために最低限必要な改修工事		
☐ 必要と認められる工事	インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他	住戸内の補助申請する具体的な工事内容を記述してください。
☒ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事（専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事）	☒ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☒ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事	脱衣所・玄関に腰掛台設置 普通便座を暖房便座に交換、風呂・脱衣所に暖房乾燥機設置
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容	

株式会社 KS住宅

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

対象住戸工事内容説明書の異なる住戸ごとに1シートにまとめて記入

<同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入(対象住戸部屋番号は全て記入)>

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

住宅の名称	スマートウエルネスハウス				該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡ ☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合 ☐ 共用部分に、右記設備等を設置する ☐ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用					
部屋番号	104・204		号室	住戸状況	☒ 空室 ☐ 既入居	
付帯設備	改修前	☒ 台所 ☒ 便所 ☐ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	※既入居住戸		☐ 改修時まで退去	
	改修後	☒ 台所 ☒ 便所 ☒ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	(号室)		☐ 対象者が入居済み	
補助対象工事(住戸)						
☒ バリアフリー改修工事 該当する工事にチェックを入れてください。	☐ 手摺の設置					
	☒ 段差解消 玄関の段差を緩和(土間を10cmかさ上げ、居室内の段差を床かさ上げにより解消する。)					
	☐ 廊下幅等の拡張					
	☐ 出入口の改良					
	☐ 浴室の改良					
	☐ 便所の改良					
	☐ 階段の設置・改良					
	☐ 転倒防止					
☐ 耐震改修工事	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと					
☐ 用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事 ☐ 消防法に関する工事 ☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事					
☐ 間取り変更工事	改修後の間取りについて					
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください 選択してください 選択してください					
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備 ☐ 警報設備 ☐ 避難設備					
☐ 交流スペースを設置する工事						
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修 ☐ 躯体(外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)					

住戸内の補助申請する具体的な工事内容を記述してください。

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事		
☐ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐ インспекション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他	
☒ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	☒ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☒ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事	脱衣所・玄関に腰掛台設置 普通便座を暖房便座に交換、風呂・脱衣所に暖房乾燥機設置
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容	

株式会社 KS住宅

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

※異なる工事の異なる住戸ごとに1シートにまとめて記入
 ※同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入（対象住戸部屋番号は全て記入）

住宅の名称	スマートウエルネスハウス				該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 ☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上		改修前: 13.00×2 ㎡	改修後: 26.00 ㎡	*共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合 ☐ 共用部分に、右記設備等を設置する	
部屋番号	105		号室	住戸状況	☒ 空室 ☐ 既入居	
付帯設備	改修前	☒ 台所 ☒ 便所 ☐ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	※既入居住戸		☐ 改修時まで退去 ☐ 対象者が入居済み	
	改修後	☒ 台所 ☒ 便所 ☒ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	(号室)			
補助対象工事 (住戸)						
☐ バリアフリー改修工事	☐ 手摺の設置 ☐ 段差解消 ☐ 廊下幅等の拡張 ☐ 出入口の改良 ☐ 浴室の改良 ☐ 便所の改良 ☐ 階段の設置・改良 ☐ 転倒防止 ☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置		工事内容が同様の住戸番号を記入してください。 また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎に「様式6交住戸」のシートを作成してください。			
☐ 耐震改修工事	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと					
☐ 用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事 ☐ 消防法に関する工事 ☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事					
☐ 間取り変更工事	改修後の間取りについて					
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください 選択してください 選択してください					
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備 ☐ 警報設備 ☐ 避難設備					
☐ 交流スペースを設置する工事						
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修 ☐ 躯体 (外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)					

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事		
☐ セルをクリックすると、選択肢が出てきます。対象となる工事にチェックを入れてください。	☐ インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他	
☒ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事（専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事）	☒ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☒ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事	脱衣所・玄関に腰掛台設置 普通便座を暖房便座に交換、風呂・脱衣所に暖房乾燥機設置
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容	住戸内の補助申請する具体的な工事内容を記述してください。

株式会社 KS住宅

対象住戸工事において、工事内容が別の住戸がある場合は、シートを増やして、工事内容ごとに記入してください。

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。

対象住戸工事内容説明書【共同居住型】

＜補助対象工事の異なる住戸ごとに1シートにまとめて記入＞

＜同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入（対象住戸部屋番号は全て記入）＞

住宅の名称	スマートウエルネスハウス					該当する登録基準をチェックしてください。	
住戸の床面積 (異なる基準が定められている場合は、右欄の表記に関わらずその基準に準ずる)	☒ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 26.00 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡ ☐ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合 ☐ 共用部分に、右記設備等を設置する ☐ 台所 ☐ 収納設備 ☐ 浴室 ☐ シャワー室 ☐ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用 (地域: 面積基準: ㎡)						
部屋番号	205		号室	住戸状況	☒ 空室 ☐ 既入居		
付帯設備	改修前	☒ 台所 ☒ 便所 ☐ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	※既入居住戸		☐ 改修時まで退去		
	改修後	☒ 台所 ☒ 便所 ☒ 収納設備 ☒ 浴室 ☐ シャワー室	(号室)		☐ 対象者が入居済み		
補助対象工事 (住戸)							
バリアフリー改修工事	☐ 手摺の設置 ☐ 段差解消 ☐ 廊下幅等の拡張 ☐ 出入口の改良 ☐ 浴室の改良 ☐ 便所の改良 ☐ 階段の設置・改良 ☐ 転倒防止 ☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置						
	☐ 手摺の設置 ☐ 段差解消 ☐ 廊下幅等の拡張 ☐ 出入口の改良 ☐ 浴室の改良 ☐ 便所の改良 ☐ 階段の設置・改良 ☐ 転倒防止 ☐ 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置						
セルをクリックすると、選択肢が出てきます。対象となる工事にチェックを入れてください。	☐ 完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと						
用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事 ☐ 消防法に関する工事 ☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事						
☒ 間取り変更工事	改修後の間取りについて 3DKを2LDKの間取りに変更するため、ダイニングと隣接する居室の壁を撤去し、LDとして利用できるように改修する。						
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください 選択してください 選択してください						
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備 ☐ 警報設備 ☐ 避難設備						
☐ 交流スペースを設置する工事							
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修 ☐ 躯体 (外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)						

工事内容が同様の住戸番号を記入してください。また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎に「様式6交住戸」のシートを作成してください。

住戸内の補助申請する具体的な工事内容を記述してください。

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による	
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事		
☐ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐ インспекション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他	
☐ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	☐ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☐ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事	
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容	

共用部工事内容説明書【共同居住型以外】

＜共用部の工事がある場合、専用部に属する共用部、建物全体の共用部、その他共用部ごとにシートで記入＞

住宅の名称	スマートウエルネスハウス	
共用部の箇所	☐ 専用部に属する共用部 ☒ 建物全体の共用部 ☐ その他（ ）	
工事部位	室名	工事内容（記述）
廊下・階段	-	共用廊下・階段に手すりを設置し、階段の勾配を緩くする。
アプローチ	-	スロープの新設
共用部の補助対象となる工事をチェックしてください。	共用部に関する工事の全体像が把握できる様に工事を行う部位、内容について記述してください。 下欄の補助対象工事欄にたいする補足説明も記入してください。	
	補助対象工事（共用部）	
☒ バリアフリー改修工事	☒ 手摺の設置	共用廊下と共用階段に手すりを設置
	☐ 段差解消	
	☐ 廊下幅等の拡張	
	☐ 出入口の改良	
	☐ 浴室の改良	
	☐ 便所の改良	
	☒ 階段の設置・改良	現状の階段より蹴上を低く、踏面を広げ段数を増加する
	☐ 転倒防止	
	☐ エレベーター等の設置	
	☒ 外構に関わる改修	地盤面から共用エントランス廊下までのスロープを設置
☐ 耐震改修工事	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと	
☐ 用途変更するための改修工事	☐ 建築基準法に関する工事	
	☐ 消防法に関する工事	
	☐ その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事	
☐ 間取り変更工事	改修後の間取りについて	
☐ 子育て世帯対応改修工事	選択してください	
	選択してください	
	選択してください	
☐ 防火・消火対策工事	☐ 消火設備	
	☐ 警報設備	
	☐ 避難設備	
☐ 交流スペースを設置する工事		
☐ 省エネ改修工事	☐ 開口部の断熱改修	
	☐ 躯体（外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修）	

☐ 安否確認のための設備の改修工事	☐ 入居者の状況を検知する機器の設置 ☐ 通報装置の設置 ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 防音・遮音工事	☐ 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） ☐ 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） ☐ 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ☐ その他、国土交通省の協議による
☐ 居住のために最低限必要と認められた工事	
☐ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	☐ インспекション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 ☐ 構造耐力上の安全性等 ☐ 雨漏り・水濡れ等 ☐ 設備配管劣化等 ☐ その他
☐ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事（専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事）	☐ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 ☐ ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） ☐ ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事 ☐ その他の工事
☐ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行う居住サポート住宅として運営するために必要な改修工事	居住支援法人名 居住支援の内容

子育て支援施設工事内容説明書【共同居住型以外】
＜【共同居住型以外】で子育て支援施設の工事がある場合に記入＞

補助対象となる子育て支援施設の内容		
施設の名称	施設種別 根拠法等事業種別	施設面積
すまいる子育てサロン	児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業 公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース	52.00 m ²
施設の名称を記入してください。	交付申請要領P.15表5「補助対象になる子育て支援施設」より施設種別と根拠法事業種別を記入してください。	m ²
		m ²
		m ²

※完了実績報告時に、子育て支援施設の適正運用が確認できる書類等を提出してください

工事部位・内容（記述）	
工事箇所	既存建物の1階部分の一部
補助対象となる 子育て支援工事	既存住戸4室を子育てサロンに改修する以下の工事 ・サロンスペース、専用トイレ、調理室等の設置 ・上記内装工事 ・上記給排水衛生設備工事 ・上記電気設備工事 ・上記空調工事
補助対象外となる 子育て支援工 事	・壁掛エアコン設置工事 ・消火器設置

改修工事前後の写真（外観・内観）

＊外観は、建物立地が確認できるものとしてください。

＊交付申請時は改修工事前の写真を左に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

改修前	改修後
敷地の周囲を含んだ建物全体の写真	敷地の周囲を含んだ建物全体の写真
敷地周辺と建物の関係がわかる遠景写真を貼り付けてください。	
交付申請に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと
撮影日 令和 年 月 日	撮影日 令和 年 月 日

撮影日を記入してください。

改修前後の建物全景写真

* 交付申請時は改修工事前の写真を左に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

改修前	改修後
北側 立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと
四方向の全景写真を貼り付けてください。	
撮影日 令和 年 9 月 10 日	撮影日 令和 年 月 日
東側 立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと
撮影日 令和 年 9 月 10 日	撮影日 令和 年 月 日
南側 立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと
撮影日 令和 年 9 月 10 日	撮影日 令和 年 月 日
西側 立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと
撮影日 令和 年 9 月 10 日	撮影日 令和 年 月 日

(申請者名)
株式会社 KS住宅

部屋番号
101

改修前図面と整合している部屋名(部屋番号)を記入してください。

改修前・中・後の全室、部位（外部・内部）写真 補助要件確認写真
* 交付申請時は改修工事前の写真を左に、工事中的写真を中心に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

改修前				改修中				改修後			
室名	居間	部位	壁	室名	部位	室名	部位	室名	部位	室名	部位
対象住戸工事において、工事内容が同じでも別の申請対象住戸がある場合は、シートを増やして申請する全ての住戸の写真を添付してください。 交付申請に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと				工事完了後に目視で工事内容が確認ができなくなる補助対象工事（断熱材、構造材等）については、工事中的写真を添付してください				完了実績報告に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと			
室、部位について、改修工事部分が鮮明に確認できるように貼り付けてください。											
撮影日 令和 年 9 月 10 日				撮影日 令和 年 月 日				撮影日 令和 年 月 日			
室名	部位	室名	部位	室名	部位	室名	部位	室名	部位	室名	部位
交付申請に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと				工事完了後に目視で工事内容が確認ができなくなる補助対象工事（断熱材、構造材等）については、工事中的写真を添付してください				完了実績報告に貼付 撮影日：写真内に黒板等で写すこと			
撮影日 令和 年 月 日				撮影日 令和 年 月 日				撮影日 令和 年 月 日			

(申請者名)
株式会社 KS住宅

(委任状)

様式1交の交付申請者が委任する事務担当者への委任状になります。
申請者と事務担当者が異なる場合に記入してください。

委 任 状

補助事業の名称 スマートウェルネス住宅等推進事業
対象事業名 居住サポート住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）
住宅の名称 スマートウェルネスハウス

私は、下記の者を、表記の事業に係る事務担当者と定め、本件事業における住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局との唯一の連絡窓口として指名するとともに、本件事業の実施に関する手続き業務の一切を委任します。

記

様式1交の事務担当者と一致させてください。

事務担当者氏名 賃貸花子
法人名 株式会社KS住宅 企画部 部長
所属・役職
住所 〒 111-0000
東京都千代田区XX町〇〇-〇

事務担当者の任期 補助事業の実施に関する一切の業務が完了し、定期報告窓口に業務を引き継ぐまで。ただし、委任者が後任事務担当者を指名した場合は、この限りではない。

交付申請事前審査提出日を記入してください。

令和 年 9 月 10 日

委任者住所 〒 111-0000
東京都千代田区XX町〇〇-〇
委任者氏名 株式会社KS住宅 代表取締役 住宅 太郎

様式1交の交付申請者と一致させてください。

面積按分の必要な共用部の工事がある場合、按分面積表を作成してください。無い場合は、作成不要です。

		建物住戸部分										
		補助対象住戸部分 (㎡)								計	補助対象外 住戸等部分 (㎡)	住戸面積 合計 (㎡)
		住戸部屋番号 住戸面積 (S) 戸当たり比率 (t1 : s/a)										
各階住戸面積	5階	部屋番号										
		S								0.00		0.00
	t1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				
	4階	部屋番号										
		S								0.00		0.00
	t1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				
	3階	部屋番号										
		S								0.00		0.00
	t1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				
	2階	部屋番号	201	202	203	204	205				206・207	
		S	26.00	26.00	26.00	26.00	26.00			130.00	52.00	182.00
		t1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0			
1階	部屋番号	101	102	103	104	105						
	S	26.00	26.00	26.00	26.00	26.00			130.00		130.00	
	t1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0				
合 計									260.00	52.00	312.00	
									a	b	c=a+b	
改修計画の住戸面積を記入して按分面積表を作成してください。									0.8333			
									t2 : a/c			

<作表手順>

- (1) 補助対象住戸部分の黄色欄上段に補助対象住戸の部屋番号（室名）を記入してください。
- (2) 補助対象住戸部分の黄色欄下段に1戸ごとの住戸面積を記入してください。
- (3) 補助対象外住戸部分の黄色欄に各階の補助対象外住戸面積の合計を記入してください。共用廊下や階段等は含めないで下さい。
- (4) t1は補助対象住戸面積合計に対する1戸ごとの住戸面積の比率です。自動計算されます。
- (5) t2は補助対象外住戸も含めた住戸面積全体に対する補助対象住戸面積合計の比率です。自動計算されます。
- (6) この表の欄が足りない場合は、申請建物に応じて表を修正してください。

<注意>

住戸面積の算出方法は建築基準法に準拠します。ポーチ・アルコーブは住戸の使用実態に合わせ、必要に応じて住戸面積又は共用部面積に含めて下さい。